

キャリアアップ助成金について

島根働き方改革推進支援センター

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

- 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり5時間以上等）を実施。
また、更なる処遇改善に向けた2年目の取り組みの実施。

支給額（1人当たり）

	【重点支援対象者※】	【左記以外】
有期→正規：	80万円（60万円）	40万円（30万円）
無期→正規：	40万円（30万円）	20万円（15万円）

※ a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者
b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者
①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者
➢ 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外
➢ 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用

上限人数：20人

- ①有期→正規： 90万円（67.5万円）
- ②有期→無期： 45万円（33万円）
- ③無期→正規： 45万円（33万円）

- ①3%以上4%未満： 4万円（2.6万円）
- ②4%以上5%未満： 5万円（3.3万円）
- ③5%以上6%未満： 6.5万円（4.3万円）
- ④6%以上： 7万円（4.6万円）

上限人数：100人

1事業所当たり 60万円（45万円）

1事業所当たり1回のみ

1事業所当たり 40万円（30万円）

1事業所当たり1回のみ

60万円（45万円）＜75万円＞（※）

※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額
複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象

加算措置等／加算額

正社員化コース

■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 20万円（15万円）

■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 40万円（30万円）

■非正規雇用労働者の情報開示加算【新設】

1事業所当たり 20万円（15万円）

賃金規定等改定コース

■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円）

■昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり 20万円（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

■両方を同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）

※（ ）は、大企業の場合の額。＜＞は、小規模事業所の場合の額。
※加算措置要件を満たした場合は、支給額＋加算額を助成。
※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、
①120万円（90万円）②③60万円（45万円）となる。
※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。



正社員化
支援

処遇改善
支援

年収の壁
対応

キャリアアップ助成金：正社員化コース

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成します。

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）へ転換等（派遣労働者の直接雇用含む）した場合

も正規雇用労働者へ転換等したものとみなします。

1 支給額

1人当たりの助成額は以下のとおりです。

正社員化前雇用形態 対象者・企業規模		有期雇用労働者	無期雇用労働者
重点支援対象者 (※)	中小企業	80万円 (40万円×2期)	40万円 (20万円×2期)
	大企業	60万円 (30万円×2期)	30万円 (15万円×2期)
上記以外	中小企業	40万円 (40万円×1期)	20万円 (20万円×1期)
	大企業	30万円 (30万円×1期)	15万円 (15万円×1期)

1年度1事業所当たりの支給申請上限人数20名（同一対象者の2回目の申請を除く）

※重点支援対象者とは。次のa～cのいずれかに該当する者
a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者
b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者

①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下
②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
c：派遣労働者（注）、母子家庭の母等または父子家庭の父、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

（注）派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用する場合
※雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします

※新規学卒で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外

<その他加算（1事業所当たり1回のみ）>

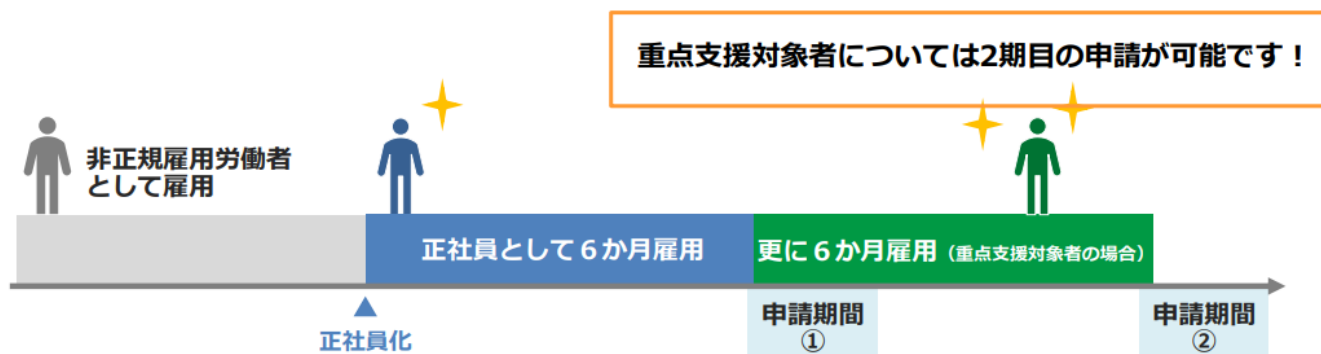
※正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算

1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）

※多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算（注：勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上）

1事業所当たり40万円（大企業の場合、30万円）

図：キャリアアップ助成金を活用して正社員化する場合



キャリアアップ助成金：賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等※の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

※一部の有期雇用労働者等の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、本助成コースの対象労働者と認められます。

1 支給額

1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模 \ 賃金引き上げ率	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は100人

■ 増額改定から申請までの流れ

(例) 賃金一覧表を新たに作成して取り組む場合

- ① 有期雇用労働者等の基本給を時給、日給または月給に換算（右記は時給換算の例）

＜賃金一覧表（時給換算の場合）＞

- ② 金額の多寡の順に一覧表を作成

- ③ すべて※の等級の金額が**3%以上**の増額となるように改定し、実際に、改定後の基本給で給与を支給

※ 既存の賃金規定等を改定する場合、対象労働者が位置づけられていない等級も含め、全て増額改定していることが必要です。

- ④ 6か月分の賃金を支給した日の翌日から2か月間、支給申請ができます

等級	改定前時給	改定後時給
1	1,110円	1,150円
2	1,130円	1,170円
...	...	...
9	1,270円	1,310円
10	1,290円	1,330円

3%以上UP！

※1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。

※職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合、有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合は、助成額の加算が受けられます。

※最低賃金の改定に伴い、新最低賃金を下回ることとなる等級についてのみ賃金規定等を増額改定した場合も、助成対象になります。ただし、各都道府県の新最低賃金の公示日以降、発効日の前日までに賃金規定等の増額改定を行う必要があります。

キャリアアップ助成金：賃金規定等共通化コース

就業規則または労働協約の定めるところにより、その雇用するすべての有期雇用労働者等に、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成します。

1 支給額

1 事業所当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	支給額
中小企業	60万円
大企業	45万円

※ 1 事業所当たり 1 回のみ

■賃金テーブル等共通化のイメージ

区分	正規雇用労働者	有期雇用労働者等
6 等級	月給××万円	
5 等級	月給×▲万円	
4 等級	月給■●万円	時給○○円
3 等級	月給▲▲万円	時給□△円
2 等級		時給×○円
1 等級		時給×△円

<換算・比較方法>

正規雇用労働者の月給 ÷ 正規雇用労働者の月の労働時間数
(注) ≤ 有期雇用労働者等の時給

(注) 正規雇用労働者の1日の所定労働時間×月平均労働日数(週の所定労働日数×52÷12)

※左記のように、正規雇用労働者の等級(等級の下に号俸が存在する場合は号俸)と有期雇用労働者等の時給が1対1対応となっていること。

※ 正規雇用労働者の月給 ■●万円を時給換算し、有期雇用労働者等の時給○○円と比較した結果、月給 ■●円の時給換算額 ≤ 時給○○円となっていること。

キャリアアップ助成金：賞与・退職金制度導入コース

就業規則または労働協約の定めるところにより、すべての有期雇用労働者等に関して、賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成します。

1 支給額

1 事業所当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模 \ 制度	賞与又は退職金制度 いずれかを導入	賞与及び退職金制度 を同時に導入
中小企業	40万円	56万8,000円
大企業	30万円	42万6,000円

※ 1 事業所当たり 1 回のみ

※就業規則または労働協約の定めるところにより、その雇用するすべての有期雇用労働者等に関して、賞与もしくは退職金制度またはその両方を新たに設けた事業主であることが必要です。

（退職金制度は、費用を全額事業主が負担することが規定されたものに限る。）

※対象労働者 1 人につき次に掲げる(a)もしくは(b)またはその両方に該当する事業主であることが必要です。

(a)賞与については、6 か月分相当として50,000円以上支給した事業主

(b)退職金については、1 か月分相当として3,000円以上を 6 か月分または 6 か月分相当として18,000円以上積立てした事業主であること

キャリアアップ助成金：短時間労働者労働時間延長支援コース

雇用する短時間労働者に、以下の取組を行った場合に助成します。

- ・新たに社会保険に加入させるとともに、労働時間の延長等の取組を行った場合（1年目の取組）
- ・1年目の取組後、労働時間の延長又はキャリアアップのための取組を行った場合（2年目の取組）

支給額

（1）1年目の取組 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

延長時間 賃金引き 企業規模 上げ率	5 時 間 以 上	4 時 間 以 上 5 時 間 未 満	3 時 間 以 上 4 時 間 未 満	2 時 間 以 上 3 時 間 未 満
	-	5 % 以 上	1 0 % 以 上	1 5 % 以 上
小 規 模 企 業 ※	5 0 万 円			
中 小 企 業	4 0 万 円			
大 企 業	3 0 万 円			

（2）2年目の取組

	① 労働時間をさらに2時間以上延長
	② 基本給をさらに5%以上増加
	③ 昇給、賞与もしくは退職金制度の適用
小 規 模 企 業 ※	2 5 万 円
中 小 企 業	2 0 万 円
大 企 業	1 5 万 円

（1）1年目の取組
複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象となります。

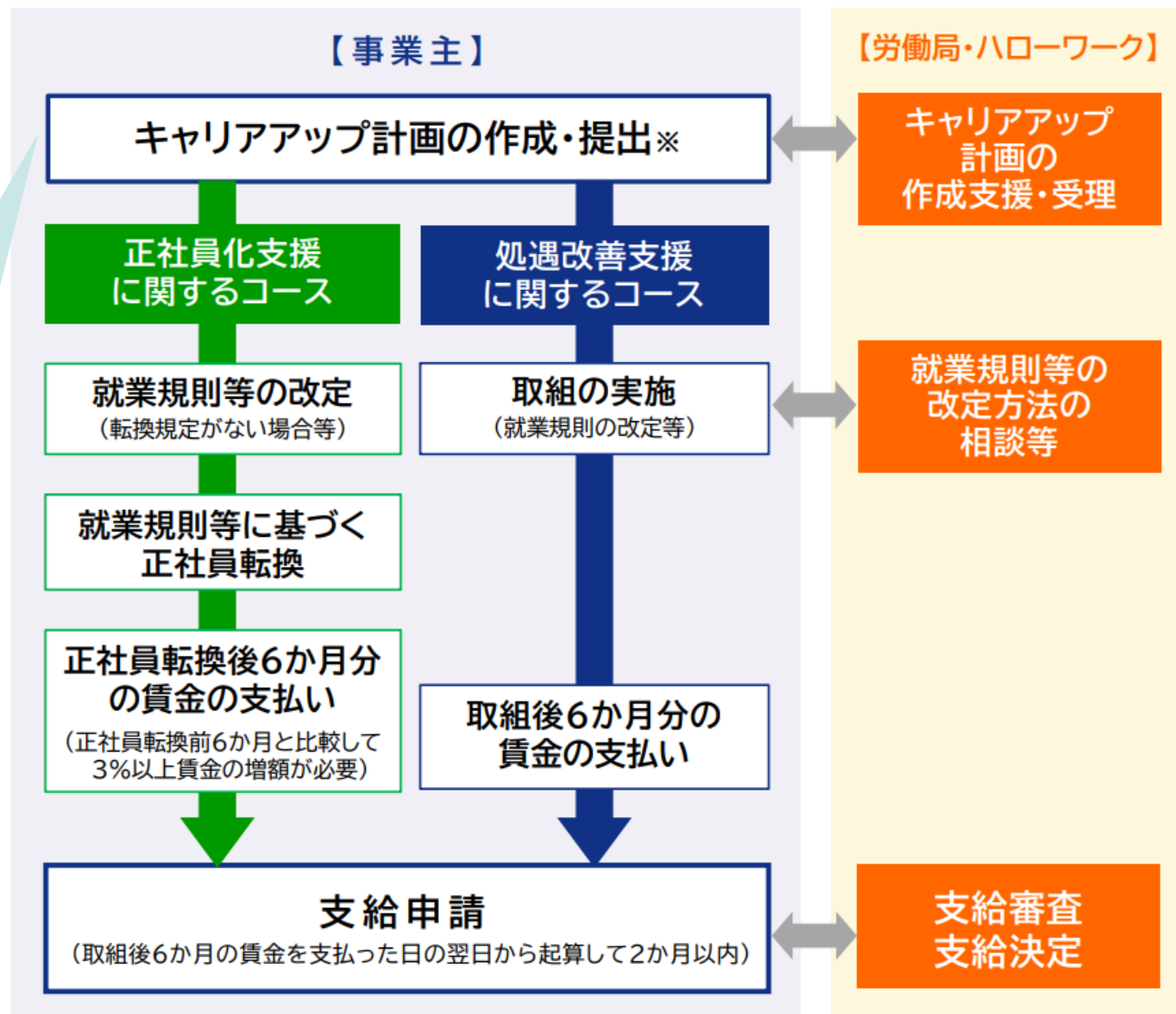
（2）2年目の取組
社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較します。

なお、対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。



※ 計画の提出(支給申請)は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。

不正受給について

○不正受給とは、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことが該当。

キャリアアップ助成金は、例年、約7万件近く活用いただいています。
一方で、**約200件**の不正受給が発覚しています。

従業員や代理人等が不正行為を行った場合でも、
事業主の**不正受給に該当します！**

 申請書の事業主確認欄にサインや押印がある時点で、
事業主が内容を確認し、申請していることになるので**責任が生じます。**

 代表者が意図的かどうかにかかわらず、
不正に受給した企業(事業主)は**公表※**されます！

 また・・・
不正受給に代理人が関与した場合、代理人は**必ず公表**されます。

※ 公表基準に該当する場合。「申請を行い、まだ受給していない場合」も含まれます。

このほかにも

助成金の返還と、延滞金・違約金(不正受給額の2割相当)の支払いが必要です。

不正受給決定日から5年間、雇用関係助成金を受給できません。

※全額納付されていない場合は延長されます

悪質な場合、刑事告発などの可能性があります。

不正受給について

申請時の注意点

- 原則、添付資料の差し替えはできません。申請時の書類で審査を行います。申請前に事実と異なる記載や添付書類がないか確認してください。
- 労働局が行う調査への協力は雇用保険法により義務付けられています。
- 支給要件をよく確認してから申請してください。



要件の誤認による不支給も増えています！
申請内容が正しいか、
申請前に提出書類や要件をご確認ください！
要件に関して、不明点がある場合は、
都道府県労働局までご相談ください。

**適正な申請を行い、キャリアアップ助成金を含む
雇用関係助成金を積極的にご活用ください！！**

- **都道府県労働局・ハローワーク**

問い合わせ先は厚生労働省のHPをご確認ください。

- **各都道府県の働き方改革推進支援センター**でも
助成金に関する相談を受け付けています。

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

検索

